

經濟論叢

第十一卷 第三號

- 日本におけるメキシコドルの流入とその功罪 (一)
.....小野 一 郎 1
- アメリカの証券金融鎌 倉 昇 18
- 平衡力理論批判.....吉 沢 栄 蔵 34
- インドに対する社会主義諸国の經濟協力
.....西 河 照 雄 53
-

昭和三十三年三月

京都大學經濟學會

平衡力理論批判

—現代独占論の一考察—

吉 沢 栄 蔵

一 序 説

資本主義經濟の發展に伴い、經濟理論は新しい基礎的諸条件の上に構築されることを要請せられる。

古典派經濟学の基礎理論たる自由競争理論では、独占支配を例外的なものとみていた。しかし資本主義の發展に伴う企業の大規模化や独占協定は、自由競争を制限する諸条件をつくりだし、自由競争理論で現実の市場機構や価格機構を分析することが困難となった。このような現実を背景として、不完全競争理論(The Theory of Imperfect Competition)が生れた。この理論の先駆者の位置を占めるのはA・A・クルノーとA・マーシャルである。特にケンブリッジ学派のマーシャルにおける収益増と競争均衡との理論的矛盾に対する批判から、P・スラフンを経てJ・ロビンソンの『不完全競争の經濟学』(The Economics of Imperfect Competition)が形成された。時期を同じくしてロビンソンとは独立に、E・チェムリンによる『独占競争理論』(The Theory of Monopolistic Competition)が形成された。

不完全競争理論の意図したところは、第一に、収益過増傾向（大規模生産の利益）と完全競争との非両立という難問への解決を与えることであり、第二には、古典派の価格理論が完全競争、他方では単純独占という両極的な事例に則してきたことに對して、現実の市場形態が独占との中間的なものが一般的であることに注目し、このような場合に則して価格理論を現実に近いげんとしたことにある。チェムバリンの理論も、供給面での一つの技術的特徴を強調したとはいへ、本質的内容はほとんどロビンソンと異ならない。米国内で独占競争理論以外にも多くの独占理論があるが、その中で有力なのは J・M・クラーク、E・S・メイソン、M・A・エイデルマンらにより展開されている『可動的競争理論』(The Theory of Workable Competition) である。競争が workable だということを J・S・ベインの説により要約すれば、自由競争を妨げる諸条件がありながらも能率は高度に保たれ、技術的革新も適度に行われ、社会経済的發展が停滞していない状態を指す。

私が本稿で考察の対象とするガルブレイス(J・K・Gallbraith)は、技術的發展のために少数の大企業が存在が必要であるという基本的見解では可動的競争理論派と意見が一致しているが、原理的には unworkable なはずの『可動的競争理論』が、なぜ実際に動きうるかについての説明が与えられていないと主張する点では、明かにこの理論に對して批判的立場にあり、『平衡力理論』(The Theory of Countervailing Power)の導入によりこれを補充しようとして試みているものと思われる。

ガルブレイスの新理論は独占支配の害悪の幻影におびえる人達や、新しい独占理論を望むものにとって広く歓迎されている。しかし著者の理論も多くの欠点が指摘され、すでに幾多の批評的になつてはいるが、私は本稿で著者の平衡力理論の部分のみを対象として検討してみたいと思う。

(1) *Recherches sur les Principes mathématiques de la théorie des richesses* 『富の理論と数学的原理に関する研究』中山訳第五卷

(2) *Principles of Economics* 『経済学原理』大塚訳 第六編

(3) *The Law of Returns under Competition Condition*; *Economic Journal*, 1926, No. 142.

(4) *Orientalion of Anti-Trust Policy*, *American Economic Review*, 1950, No. 1

(5) *Workable Competition on Oligopoly*, *American Economic Review*, 1950, No. 1

(6) *American Capitalism*. 『アメリカ資本主義』藤瀬訳

(7) S. N. Whitney, *Error in the Concept of Countervailing Power*, *The Journal of Business of the University of Chicago*, 1950, No. 4.

二 平衡力理論の要約

著者が新理論を学界に問わんとした背景には、現在の米國經濟の現実を説明することの困難な古典派理論への不信の念が横たわっている。

独占の發生以来、絶えず続けられてきた独占対策にもかかわらず、現在の米國の生産、販売活動の大部分は直接、間接に少数大企業により支配されている。その見解を実証的に裏つけたのは G・C・ミーンズを中心として行われた産業調査並びに臨時國民經濟委員會 (Temporary National Economic Committee)、連邦商業委員會 (Federal Trade Committee) などの調査であり、それらはいずれも米國における企業集中の存在を示している。

このような事實を前にして一九三〇年の不況により、米國を他の資本主義諸國とは特異なものと信じていた『例外主義』の觀念が打破られ、人々は『資本主義は本来、不安定なものだ』という懸念¹⁾を植えつけられた。古典派理

論を觀念の底に藏している人達にとつて、この企業集中の事實は非常に無氣味なものであり、反独占的処置の必要が痛感された。第二次大戦、朝鮮事變を契機として、この傾向は更に顯著となつた。しかし現状は古典派理論が教えるものとは著しく異っている。現在の米國經濟は明かに独占支配の渦中にありながらも、生産の減少、搾取の強化、非効率、技術の停滞に悩まされてはいない。それにもかかわらず『保守派も進歩派も、間違つた觀念のとりこになつて、そのため危惧の念をもつて世界を眺めたり、警戒の眼をもつて眺めているのである』『不安の源は觀念の方にある。即ち源はまぼろしにあるのだ』と著者は断言する。

古典派理論によれば、經濟の調和と發展は、市場における需給の自動的調節作用によつて達せられる。この場合、調節作用は『市場の同一側』における自由競争を通じて達せられる。

独占經濟が支配的となつた場合に、市場の同一側の競争が消滅したとすれば、独占企業は自由に市場を支配することができる訳である。これが古典派理論の帰結である。それにも拘らず、独占支配の害悪の現われないのは、旧來の理論の不備か、或は独占經濟には、自由競争による自動的調節作用とは異つた新しい調節作用が生れて活動しているからでなければならぬ。そこから著者は、完全競争理論が『市場の同一側面』にのみ競争が存在すると仮定したことが誤謬であることを發見した。独占經濟における調節作用は『市場と同じ側面ではなく、反対の側に、競争者の間にはなく、顧客と売手との間に生れたものである』。市場の一方の側面(例えば売手側)が独占支配力をもつた場合、それに対して買手側に対抗力が發生して売手側の支配力を相殺せしめる。このように市場の一方の側面に独占支配力を有するものが出現したとき、その反対側には自発的に対抗力が發生して独占支配力の活動を抑制する。この対抗力を著者は『平衡力』と呼ぶのである。

平衡力作用の実例を米國經濟界に見出すことは容易である。労働市場においては『企業』の独占支配力に対し『労働組合』という対抗力が働いている。その結果『会社の力が生み出す報酬の分け前に労働者もあづかることができた』。

消費財市場において卸売商が強力な市場支配力を有する場合は、小売商が平衡力を作りだし、不当な価格引上げや品質低下を拒否することができる。チェーン・ストア、通信販売店、百貨店等はその例である。

生産財市場においても、鉄鋼購買者としての自動車会社は、製鉄会社に対して平衡力をもっているという例を挙げる事ができる。

しかし、平衡力作用の有効性にも限界がある。即ち『平衡力は需要が比較的不足の場合にのみ作用するものである』。需要の弱い時には売三にとって買手が大切であるが、反対の時はなんら買手にゆずる必要はない。例えばインフレの場合に、企業は労働組合の賃銀値上げ要求に比較的容易に応ずる。それは企業が顧客の減少を顧慮することなく販売価格を上昇させることができるからである。労働組合の要求を拒否した場合には労働者の士気を損い、労働力を他に奪われることを計算に入れなければならないからである。賃銀値上げは企業、労働者のいずれも損失を受けることなく、消費者の犠牲となり、平衡力は崩壊する。

最後に平衡力作用に大きな関係を有するのは政府である。理論上からは、平衡力の生成は自然発生的なものと考えられるが、平衡力を必要としながらもその能力を欠くもののために政府は助力しなければならぬ。『平衡力に発展の自由を与え、またそれが最大の機能を發揮しうる方法を決定することは政府に課せられた義務である』、また『平衡力を支持することは、最近二〇年間に於ける連邦政府の主要な職務となった』と述べている。

しかし、この役割りは平衡力を発展させるために最も効果的な独禁法の適用において、独占側の圧力のため、また、平衡力理論の認識の欠如のため決して効果的だったとはいえない。もし平衡力についての理解が深まるならば、政府は平衡力創出の役割りを充分に果しうるであろうと結んでいる。以上が著者の平衡力理論の要旨である。かくして独占支配にも拘らず、米國經濟は調和と發展を保っているが、それは平衡力の調節作用によるものであると結論する。果してその作用が、著者の主張する如く有効か否か、次章以下において検討してみたい。

(1) Temporary National Economic Committee: *Final Report of the Executive Secretary to the T. N. E. C. on the Concentration of Economic Power in U. S. U. S. Government Printing Office, 1941*

(2) 神野璋一郎『戦後アメリカ独占体の發展』經濟評論 一九五三年三月号

三 平衡力理論批判

労働市場における平衡力 いかなる理論も、その理論の価値の有無は、具体的事実の検証に曝されてのち評価せられる。私は機械論的、超越的批判に陥る危険を避け、できる限り具体的事実に則して平衡力理論を検証してみたと思ふ。

著者は労働市場において、『独占企業』に対して『労働組合』が平衡力の担い手であり、この力を行使して『会社の生み出した報酬の分け前』にあづかると主張する。

独占支配の利潤の源泉は、経済的地位の優位にあるものが経済的弱者からの価値を収奪するにある。労働者は生産過程でこの収奪をうけている。したがって労働組合の賃銀値上げ要求は、企業利潤のうちに含まれている自己の

価値の一部を回収せんとするに過ぎない¹⁾。しかしこのような労働価値説を前提とする利潤論、賃銀論は議論が分れ易いのでここでは避けよう。

まづ、労働者は他の平衡力の担い手とは著しく異った特徴をもっている。それは労働者は生産過程の担当者であると同時に最終消費者でもある。したがって一方で得たものを一方で失うおそれがあり、時としては二重の収奪をうける可能性もある。またその意味から独占支配の圧力を他に転化することのできない存在でもある。それ故、他の平衡力の担い手と同一範疇に入れるのは誤りであろう。

著者の『平衡力』の概念規定は明瞭性を欠くが、全般的論調からすれば、平衡力が作用する場合は次の四条件を侵してはならないことは明瞭であろう。(一) 賃銀値上げが価格上昇を招来しないこと。(二) 労働強化、失業、半失業、を惹起せざること。(三) その他企業外部に負荷をかけざること。(四) 報酬の分け前が労働者に有利となる限り、企業利潤は減少せねばならぬ。この四条件を一言にして云えば、労働組合の対抗力を企業内部で吸収し、他に転化してはならぬということである。

賃銀値上げの影響が、企業にどのような反作用をなさしめるかは四開の状況により異なるが、企業は市場支配力の許す限り販売価格値上げによりこれを相殺せんとするのが一般的傾向である。また時としては、賃銀値上げ以上に販売価格を上昇せしめる場合もある²⁾。独占体の同業者同士が完全に敵対的である場合には販売価格引上げは不可能であるが、何らかの協定が結ばれている場合には可能である。したがって販売価格を上げうるか否か、また、どの程度においてかは、第一に同業者間の結合の強さと対抗力の強さによる。第二には需要曲線の描き方に依存する。またこの場合、私は次のことに注目したい。P・M・スウィーシーの屈折需要曲線(Kinked demand curve)の算

占理論によれば、貨幣賃銀率の上昇は必ずしも物価を上昇せしめない。もし物価を上昇させるとすれば、それは企業が従前通りの独占度を要求した場合であるといっている。⁵⁾

企業が賃銀値上げと価格据置きを両立せしめうる唯一の方法は、企業の合理化——機械化——より他にない。合理化が労働者の相対的地位を低下せしめることなく遂行しうる機会が存在するであろうか。合理化は必ずしも肉体的な意味の労働強化をもたらすものではないが、それに代るもの、即ち精神的緊張度の強化、低級技術者と特殊熟練者の排除、生産性と賃銀との較差の増大をもたらすことが多い。⁶⁾ 失業、半失業者数は公式統計によつてさえ増加の傾向を示している。⁷⁾ もし私達が公式統計が非合理的な基準により作成されているという批判的意見を容れるならば、この数字は更に増加するはずである。勿論、この失業者数の中の幾何が合理化から生じ、また失業者の性格が構造的なものか、摩擦的なものか問題であるとしても、その負担が労働者に掛つていないことには変わりないであろう。

さらにこのような大企業の合理化は、企業集中と資本構成の高度化により、小企業に対し生産能力較差を増大せしめ、他方、大企業の賃銀値上げは、小企業労働者に賃銀値上げの刺激を与えることにより小企業の利潤率を低下せしめてその没落を促進せしめる。

さきに述べたスウィージーの理論からすれば、労働者の賃銀上昇は、企業が従前と同じ独占度を作り出さぬ限り企業利潤の減少をもたらすはずである。しかし労働賃銀率と企業利潤の相関々係を統計から導き出すことは非常に困難であり、ともすれば統計的操作によりその結論をかえられる危険がある。その代りに労働生産性と賃銀率との比率を、労働者の相対的地位を示す指標としてとらう。公式統計から作成した表において、一九四九年から一九五二年の間に実質賃銀は四割増を示したが、生産性は一七割増加している。したがって相対的地位は五割低下したこ

となる。

経済が発展期にある場合には、賃銀値上げの影響を企業内部で吸収できるという反論がなされるかもしれない。しかし産業部門全般がそのような傾向を示すことはインフレ期を除いては稀なことである。またインフレは異った次元で論ぜねばならぬ問題である。

(1) 岸本誠二郎監修『近代経済学批判』一五六頁

(2) 都留重人監修『近代経済学批判』一五六頁

(3) Arthur Schweizer: *A Critique of Countervailing Power*. Social Research, 1954, No. 3, p. 263

(4) M. Sweezy: *Demand under Conditions of Oligopoly*, Journal of Political Economy, 1939 vol. 47, pp. 568-73

(5) M. Kalecki: *Theory of Economic Dynamics* p. 18

(6) K. W. Kapp: *The Social Cost of Private Enterprise*, pp. 146-170

(7) *Statistical Abstract of the United States*, 1953

(8) M. G. Дрезнен: *Агрегатные монополия в торговле за рубежом* стр. 98-104.

消費財市場における平衡力

大規模小売商の卸売高に対する対抗力を論ずる場合、著者は暗黙の中に次の二つを前提としている。(一) 独占力と平衡力の担い手は、それぞれ完全な独立単位として敵対関係にある。(二) 大小売商は消費者の利益を代表する。というこれである。

卸売商、小売商のいずれも企業者として利潤追求を行動規範としていることは明かである。異なるのはその獲得方法である。もし価格が一定ならば、消費喚起により需要曲線を右に移動せしむるか、生産費を下げる努力をなすであろう。もし販売数量が一定ならば、販売利潤が最高となる点 (Cournot Point) に販売量を止め、必ずしも全数量を販売するとは限らない。この場合、確かに小売商の方が卸売商よりも販売量増加に直接的関心をもっていると

しても、両者は完全に異質的なものとはいえない。殊に小売商が平衡力をもったときは市場支配力を有した時であるから、販売数量制限政策により高利潤をうることもある。例えば、著者の引用している米国の食糧品大チェイン・ストアの A & P Tea Co. は販売政策の一つとして地域的に安売りする場合もあるが、平均売価は他の小売商より高価であり、それにより巨大利潤を収得している。¹⁾

卸売商と小売商は販売手数料の額を廻って利害が反する。その均衡点は両者の力関係で決るが、現在その主導権は卸売商にある。²⁾

現在までの私の論旨は、卸売、小売商間が敵対関係にあることを前提にしていた。しかしこれは正しいであろうか。平衡力をもった小売商は、販売市場の支配力を利用して一般小売商より安価に仕入することが可能であり、更に広告機関の利用によって多量販売の利益を享受しうる。大小売商は卸売商に敵対するよりむしろ妥協の道をえらぶ。水平結合 (horizontal combination) が可能であるように、卸売商と大小売商の間に垂直結合 (vertical combination) の可能性もある。両者は力の均衡の上に妥協し分業態勢を保ちながら、他の経済的弱者をそれぞれ収奪する。その目標は小農園、小加工業、小製造業者である。大小売商は直営農園、加工場、製造工場を兼営することにより、或は、買取、威嚇により特惠的値下げを強要する。³⁾

著者は大小売商が消費者利益を代表しているという前提に立っているが、なぜそうなのかという理由と、その事実についての説得性は甚だ弱い。販売量増加と価格引下げは、それが利潤をもたらす限り、卸売商にとっても関心を有するはずであり、小売商のみがそうである理由はない。また長期的に見れば大小売商が自己の獲得物を消費者に与えねばならぬ必然性はあまりない。平衡力の恩恵が消費者を潤すのは極めて稀である。⁴⁾むしろここでは「独占

と平衡力をもつて相対立する当事者が、弱い第三者から獲得物を分かち合う機構でしかない』という理論が適合する。

- (1) L. R. A; *Monopoly Today*. 『現代の独占資本』立井訳一四七頁
- (2) A. Rochester; *Ruler of America* 『アメリカの支配者』立井訳一六三二頁
- (3) Ibid. A. Schweitzer; *Critique of Counterbalancing Power*, p. 270
- (4) H. W. Singer; *Another Notes on the Law of Diminishing Elasticity*, *Economic Journal*, 1938, No. 186, pp. 138~41
- (5) G. Stein; *The World the Dollar built* 『ユエの打建てた世界』茂木訳六五頁
- (6) Ibid. A. Schweitzer; *Critique of Counterbalancing Power*, p. 227
- (7) 岡崎陽一『独占と平衡力』明治学院論叢四〇号第二輯六九頁

生産財市場における平衡力 生産財市場における平衡力理論の妥当性については、消費財市場と似た性格をもつものとして詳しく論ずる必要はないであろう。ここでも著者は販売者と購買者が敵対関係にあるものと前提している。しかしこれは明かに現代の独占支配の特徴が水平的結合のみでなく垂直的にあるという事実を見落している。経営の多角化は資本主義の独占段階における主要な経営様式である。もちろんその場合、技術的合理性も結合の理由の一つではあるが、根本的理由は独占支配のためである。もし技術的必要性が存在しても、保有の必要がなかったり、他の個別資本に委す方が有利の場合には手放すであろう。またこれと併行して、代替商品の存在する場合には、支配網をその分野にも拡げて競争を抑圧せんとしている。もちろんこれら独占体の間にも争いはある。しかしそれは利潤という『獅子の分け前』を廻つての争いであり Neo Fordism のいうが如き『最大利潤でなく顧客の創造を求め』³⁾ためではない。なぜなら『顧客の創造』は『最大利潤』のための手段であり、両者が結合する必然性はないからで

ある。

異論をたてるものもあろうが、米國經濟は六六の大会社が直接、間接に米国会社總資産の七八%を支配し、その頂点に八つの金融グループがあつてこれらを支配しているといわれている。この金融資本の間でも勢力範圍擴張のために闘争している。しかし長期的には、その闘争の余恵が第三者を潤すことは望めない。なぜなら、闘争は常に共同の利益を破壊せぬ範圍に止められているからである。

(1) 宮川宗弘『企業の成長と経営の多角化』經濟學研究十一卷一号二〇六頁

(2) W. Adams; *Monopoly, Competition and Containing Power*, Quarterly Journal of Business of the University of Chicago, 1933, No. 4, p. 427

(3) P. F. Drucker; 'The Practice of Management'『現代の経営』野田監訳

(4) P. Sweezy; *Present as History*, pp. 158~188『歴史としての現代』都留重人訳

農村の平衡力 つぎに著者もやや悲觀的にみている農村の平衡力を検討してみよう。この部門の平衡力の担い手は当然、農業協同組合である。著者ものべているごとくこの協同組合の対抗力は非常に弱い。それにはもちろん著者の指摘した技術上の問題も含むであらうが、最も重要なことはその性格である。協同組合は一般に『農業資本家的』なものであり、最良の場合でさえ農業資本家の支配下にある。普通の場合、協同組合は配給業者の利潤吸収裝置の一部と化しているからである。ここでも農業資本家と配給業者は一方では対立しながら、一方では協力して農民大衆を収奪している。

著者の主張する『平衡の自然發生性』がいかに農村に適合できないかについて多くの例を挙げることができる。

その第一に、農産加工品原料の農産物の売渡価格と製品価格差の大きなことは、高労賃を考慮に入れた加工費から

推算しても、配給業者の巨額利潤の源泉がここにあることが想像できる。⁹⁾ 第二に、農産物売渡価格の安価と反対に農民の購入物資が独占販売網に握られ高価格での購入を余儀なくせしめられている。交通機関の発達により一部品目は比較的安価に購入できるようになっているが、全般的にみればやはり農民は独占利潤の巨大な源泉である。第三には農産物と工業製との価格の弾力性の較差の存在である。この較差の存在により経済変動による農民の負担はさらに大きくせしめられている。

著者の重要視する政府の農村における平衡力援助の役割りは、もしそれが明文通り実行されたら大きな意義をもつてであろう。しかし作付面積制限、支持価格政策のいずれも大農家や配給業者の収奪を緩和できなかった。なぜならば、作付面積制限は機械化と集約化の可能な大農家には苦痛ではなかった。また支持価格政策に大きな役割を果すべき農産物保管倉庫は小農家に制限を課して、実質上使用困難にされている。これらの結果は大農家への土地集中と小農家への借地農への転落、借入金増加となって顕著に現れている。⁴⁾

- (1) 国弘員人『アメリカ協同組合』六〇頁
- (2) 前掲 A. Rochester『アメリカの支配者』一五一頁
- (3) 後藤普之助『アメリカ経済繁栄の構造』一四頁
- (4) Tam ze. M. G. Dralov: Американские монополии в погоне за сверхприбыльми. с. 107~118.

平衡力作用の限界 著者は平衡力作用が有効なのは『需要が比較的不足の場合のみである』という。需要の弱い場合は、販売者は購買者により多く譲らねばならぬから、不況期には平衡力作用がより有効化するという結論が出たとしても、それは独占資本の反応を計算に入れられない論議である。『不況はカルテルの生みの親』といわれる如く『独占度は不況期に上昇』する。¹⁾ 場合によっては国家権力の介入により独占資本の財貨の『粘性性』が保証される。

デフレ期と反対に、インフレ期の場合において平衡力の可能性が崩壊するであろうか。貨幣価値上げと物価の悪循環により企業と労働者は消費者を収奪していると結論づけるのは正しくない。J・Mケインズの理論によれば『貨幣価値が騰貴しつつあるときには実質賃金は下落しつつあり、貨幣価値が下落しつつあるとき実質賃金が騰貴する』²⁾という。もし反対の結論が公式資料からでたとしても、労働生産性の向上と公式統計そのものに批判的立場にある資料を考慮に入れば、労働者の相対的地位は低下しているといわねばならぬ。これに反して『(企業)利潤の増大テンポが貨幣の減価を凌駕している限り……実質的にも(企業利潤)増大している』⁴⁾。事実、米国の独占資本は、近年における戦時経済インフレを挺として巨大利潤を収得している。

貨幣価値上げが物価騰貴をもたらすのは独占資本の独占度保持の要求によってのみ起る。

また著者はインフレの最終被害を(単一範疇の)消費者に転化されると主張する。しかし消費者は単一の範疇ではない。なぜなら、独占支配グループに属するものと労働者、農民、小市民とは範疇を異にする消費者である。前者はインフレで失うよりうるものが大きく、後者は失うよりうるものが少いからである。したがって、この点の理解の欠如から『すべての企業が結合して単一の独占体を形成するに至ったとしても……生産者と消費者の対抗力は存在するであろう』、『ここには平衡力の作用する可能性が残されている』という奇妙な理論が生れてくる。インフレの平衡力に対する影響は、社会、経済の全体的把握から出発すべきであろう。

(1) M. M. Kalecki; *Essay in the Theory of Economic Fluctuations*, p. 35

(2) J. M. Keynes; *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 『雇賃・利子及び貨幣の一般理論』堀野訳 一二頁

(3) L. R. A.; *Economic Notes*, April, 1949

Дилетта неограникой коммерческой информации, июня 1953.

(4) フレーゲル『租税、公積、インフレーション』山田訳二七五頁

(5) 前掲 岡崎陽一『独占と平衡力』六九頁

平衡力に対する政府の役割 最後に著者は、平衡力を有効化する上における政府の役割を重要視している。

著者の政府観の基底には明らかに Big Business と Big Union と Big Government の三つが鼎立し、Check and Balance を通じ社会平衡力 (Social Balancing) を形成してゐるとどう思考がある。ここへは政府を『自律的 (Autonomous) な Monolithic な自己完結的 (Self-Contained) 機関であることを予想して』「階級 (Class) や Pressur Group の圧力から超越した中立的 (Neutral) なものとして理想視し過ぎてはいないだろうか。

政府は国民の意志を無視することはできない。しかし現実の独占対策に政府が有効な役割を演じたか否かは疑問である。長い歴史をもつ独占対策の過程において、その技術的欠陥と『条理の原則 (Rule of Reason) の導入による独禁法自体の性質の変化を考慮に入れれば形式的批評はできないが、その成果は余りにも乏しい。』⁴⁾ 独占体の巨大な資力、報導機関の掌握と政府人事への介入が独占対策の効果に影響を及ぼしているとは当然であろう。

独占対策は個別的独占に対して打撃を与え、個々の独占体はその圧迫から逃れる努力をするであろう。政府が一産業部門の生産に干渉し、²⁾ 時として国有化、公有化を行うこともありうる。³⁾ しかしこのような個々の現象は個別的独占資本に対するものであり、独占総資本に対する戦いではない。全体的にみれば独占総資本は個別的独占資本の犠牲の上に発展を遂げている。個別的独占資本と独占総資本の利害の相違を、政府と独占資本の敵対と混同してはならない。その関連性の正しい把握により政府の役割、法律の性格⁴⁾ が判然とするのである。政府は常に自由競争を

奨励し独禁法強化を提案しているにも拘らず、一部のものから、政府を『独占のプロモーター』(“The Government as promoter” W. Adams & H. M. Gray; *Monopoly in America*) とし『ブルジョア国家の独占への従属』(A. И. Шнейerson: Подчинение Буржуазного государства Монополиям.) の如き汚名を着せられている。事実において政府が果した独占促進者としての役割りを具体例においてみよう。

米國經濟は第二次大戦を契機とせる軍事經濟を通じ飛躍的に發展を遂げ、それに伴い独占支配力は著しく強化された。それには独占企業の技術的優位性と同時に、政府がさらにそれを確実化したことも見逃せない。

その手段は大要次の通りである。

(一) 税制上の優遇 インフレーションの減価償却の有効性の保持と平和産業への転換不可能な設備に対する補償のため、軍需設備の加速度償却 (Accelerated Depreciation) による減税措置がとられた。この恩恵に与つたのは独占企業が大部分である。独占体は国家の財政負担により設備集中と資産内容豊富化をなした。なぜなら、この恩恵をうけた設備の大部分が平和産業転換が可能であり、さらに減価償却を速かにすますことにより市場支配力を非常に強化してきたからである。

(二) 設備投資とその払下げ 両戦争の全過程を通じて、政府は軍需設備拡張に非常な熱意を注いだ。当時国内の小企業は老大な遊休設備をもち、軍需発注を要請していたにも拘らず、発注の大部分が独占企業に集中した。そのため独占企業は懸命に自己設備の拡張を行い、小企業との能力較差を一層大にした。また政府の巨額な直接的設備投資の大部分は独占企業に委託經營された。この設備は自由競争育成を目的とした剰余資産法 (Surplus Property Act of 1944) 戦事動員復帰法 (War Mobilization and Reconversion Act of 1944) の主旨に反して、独占企業へ

捨値の價格で払下げられた。

(三) 軍事発注 発注の大部分が独占企業に集中した。企業が大規模になるにしたがい受注高も大きく、価格も問題となった General Motor Corp. の中型戦車の件にみられるごとく、独占企業に有利であった。独占企業の下請発注も大部分が大企業に向けられた。

(四) 原子力利用 戦時における原子力部門への投資は巨額に達した。原子力法の制定により原子力利用の門戸は一般に開かれた餽を呈しているが、過去の実績が独占企業の手の中にあるため、一般企業は競争力において劣り、その分野は独占企業の巨大利潤の源泉となっている。

『米国は目下有史以来三回目大きな企業合併運動を迎えている』といわれている。もし個別資本が常に敵対的であるという著者の前提にたてば、独占が完全に経済界を支配し、単一の生産会社と単一の販売会社が残ったとしても平衡力の働く余地があるといえる。したがって政府が独占支配を促進しても平衡力理論とは矛盾しないと主張できるかもしれない。しかしそれも先に検討したごとき、個別資本の敵対性という非現実的仮説と、政府が中立的存在であるという理想論を承認した者にもみ正当と考えられる理論である。

- (1) Ibid. W. Adams; *Competition, Monopoly and Countervailing Power*, p. 481
- (2) A. A. Berle; *The 20th Century Capitalist Revolution*, 『二十世紀資本主義革命』四四頁
- (3) 国有化の性格については次の論文を参照されし。
寺尾晃洋『労働党の経済政策体系について』経済論叢七五巻三号
- 入江節次郎『国有政策以後のイギリス独占体』経済評論一九五七年三月号
- (4) 独禁法の性格については次の論文を参照されし。

越後和典『アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格』経済論集七卷三号

(5) 具体的資料は次の著書による。

Ibid. W. Adams & H. M. Gray: *Monopoly in America*.

Там же. М. С. Граннер: *Антикартельные монополии в порочие за среднечлудизмом*.

四 結 論

独占資本は複雑な現象であるから単一理論で総てを覆うことはできない。著者の理論は現実的側面に新しい分析の光を浴びせたユニークなものである。ゆえに著者の理論を単に『独占の弁護者 ("Apologist for Monopoly" by L. R. A.) の名の下に無視することなく、理論の特質と欠陥を知り、今後の分析に補完理論として用うることを考慮すべきであらう。

著者は『可動競争』理論がなぜ『動きうるか (Worfable)』を説明し、不完全競争理論全般を通じての競争動機の不自然さや不明瞭さを消滅せしめた。しかし一面では不完全競争にはまだ残っていた独占経済の矛盾意識が消え去り、その代りに『独占無書論』『例外主義』の楽観思想が汲みとられる。その意味からも、現在までの理論から一歩大きく踏出した新理論といいうるであらう。

この理論は一方では福音の如く迎えられ、他方では痛烈な批判的的となっている。その理由は理論構造そのものに由来している。著者の理論は、第一に誰にも理解され易い社会的な徴候 (Symptom) を理論的基礎として設定する。次にこれに現実と理想図とを混合して一般化せしめる。ゆえに理論構造は単純であり、納得され易い。また現実と適合しない悲観論えの反動として、この混合物は一般の共感を呼び易い。しかしその反面、理論の前提に対す

る科学的検討と具体的事実により検証することを怠っていた。著者の新理論に対する一般の評価は、理論の新しさが賞讃され、理論の前提たる仮説が科学的に検討すれば積み重ねることのできないものである点に批難が集中する。平衡力理論に対してどのような評価を下すべきかは私にとっても大きな問題である。

多くの異論はあるかもしれぬが、著者が独占経済発展過程における新徴候を指摘した点は注目すべきである。しかしその徴候を本質的なものであると安易に結論した点は批難されねばならない。著者がもしこの徴候をさらに鋭く分析したなら、より新しい、異った結論がえられたのではないかと思う。

著者とは反対に、私は『独占悪論』を信じながらもそれに徹しきれない。それは米國經濟の繁榮が否定できない事実のゆえである。著者の明かにした『*Amérika經濟繁榮の秘密*』(“*Superiorité économique des États-Union ?*” by W. E. Rappard)に私は多くの疑問をもちながら批評を終るが、この秘密は私のみでなく、私達全部の前に投げられた人きな秘密でもあろう。